

【厚木市駐車施設の設置義務について】

#	内容	回答
1	駐車場整備地区とは何ですか。	駐車場整備地区は、駐車場法第3条第1項に基づき、都市計画決定している地区です。
2	特定用途建築物とはどのような建築物ですか。	駐車場法第20条第1項に規定する自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途を「特定用途」として、駐車場法施行令第18条において定めているものです。 劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫、工場 なお、厚木市駐車場条例においては、診療所（無床診療所を含む）は特定用途建築物としています。
3	台数算定時の床面積に、廊下などの共用部分は対象になりますか。	駐車場法第20条第1項にある「延べ面積」とは、建築基準法施行令第2条第1項第4号にいう延べ面積であり、特定用途建築物が全部の建築物にあっては、その建築物のすべての部分を延べ面積とします。 つまり、容積率の算定の対象とならない部分の床面積も含まれます。（ただし、駐車施設の部分の面積は算入されません。）そのため、廊下などの共有部分の床面積も対象となります。
4	附置義務台数の緩和措置はありますか。	厚木市駐車場条例においては、緩和措置はありません。
5	附置の特例はありますか。	建築物の構造又は敷地の状態により、敷地内又は建築内に駐車施設を設置することが困難又は不可能と認められる場合は、建築敷地からおおむね200メートル以内の場所に駐車施設を設置することで、敷地内又は建物内に駐車施設を設置したものとみなします。
6	共同住宅の駐車場の設置台数はどのようになりますか。	共同住宅、ワンルーム形式の住宅（以下、共同住宅等）の用途に供する建築物は、駐車場附置義務条例の対象外の建築物となりますが、「厚木市住みよいまちづくり条例」に共同住宅等の自動車駐車場及び自転車駐車場の設置に関する事項を定めます。 （開発指導課 TEL:046-225-2420）
7	機械式立体駐車場の設置に関して、規制等がありますか。	厚木市においては規制等はありませんが、国土交通省策定の「機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン」に沿った安全対策に努めてください。
8	建築物の用途が混合する場合の算定方法は、どうなりますか。	業務系用途及び商業系用途の両方を共有する建築物は、①②の算定を行い、いずれか多い方の台数以上の駐車施設の設置が必要となります。 ①（商業系用途の延べ面積＋業務系用途の延べ面積×2/3）で算出した延べ面積を商業系用途とみなして算定した台数 ②すべてを業務系用途としてみなして算定した台数
9	建築物の用途が混合する場合の共有部分の算定方法は、どうなりますか。	業務系用途と商業系用途の主要用途以外の部分を共用扱いとし、その共有部分の面積を用途毎の面積で按分し、それに加算した値をもって各用途毎の床面積としたうえで附置義務台数を算定します。
10	特定用途と非特定用途が混合している複合用途建築物の場合の算定方法は、どうなりますか。	特定用途と非特定用途の主要用途以外の部分を共用扱いとし、主要用途部分の床面積に応じて特定用途に比例配分された共有部分の延べ面積と特定用途部分を加えた面積を延べ面積とします。
11	駐車施設の設置に関する届出書は、いつまでに何を提出する必要がありますか。	建築確認の申請を行う前に、駐車施設設置届と建築物調書に必要書類を添付して2部提出をお願いします。審査後、適合印を押印し、1部返却しますので、確認申請の際にはその写しを添付してください。